

入場無料

令和7年度 フロン排出抑制法説明会

(対象)

業務用冷凍空調機器を利用中の皆様

設備業者の皆様 (施工・保守メンテナンス業者)

建設・解体業者の皆様

廃棄物・リサイクル業者の皆様

次の場合は直接罰が課せられます！

- フロン類をみだりに放出した場合
- ユーザー（所有者・管理者等）がフロン類を回収せずに廃棄した場合
- 廃棄物・リサイクル業者等に引き渡す時にフロン類の「引取証明書」の写しを一緒に引き渡さない場合 等

定期的な点検・維持管理・漏えい量報告等
第一種特定製品の使用者が行わなければならない義務があります！！

フロン類は、オゾン層の破壊や温室効果による気候変動など、環境に深刻な影響をもたらします。フロン排出抑制法では、フロン類を冷媒として使用している業務用の冷凍空調機器（冷蔵庫やエアコン等）の管理者（ユーザー）に対し、機器の整備記録の保存や点検等の義務が課されています。業務用の冷凍空調機器の設備業者（施工・保守メンテナンス業者）についても、フロン類の充填・回収を行う場合には県への登録が必要であり、登録業者には、充填・回収基準の遵守、記録の保存・報告及び証明書の交付等が義務付けられています。なお、これらの義務に違反した場合における勧告・命令・罰則等の規定もありますので注意が必要です。さらに、冷凍空調機器廃棄時の回収率が低迷していたことから、令和2年4月1日から改正法が施行され、機器ユーザーの回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない機器の引取禁止など、フロン類の回収が確実にされるための仕組みが導入されています。

**説明会ではフロン排出抑制法について、詳しく解説します！
この機会にフロン類の適正管理について再認識し、日常の業務にお役立てください！**

- 1 主催 徳島県・徳島県空調冷凍工業会・(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
- 2 参加費 無料
- 3 内容 ○フロン排出抑制法について ((一社)日本冷凍空調設備工業連合会)
○フロン排出抑制法に基づく立入検査について (徳島県)
- 4 日時・場所 日 時 令和7年10月6日(月) 13:30~15:30
場 所 徳島県JA会館 別館2階 大ホール (徳島市)
予定人数 100名程度
- 5 申込み方法 参加申込書に必要事項を御記入の上、9月17日(水)までにファクシミリ又は電子メールにてお申込みください。
- 6 注意事項
 - ・参加者を事前に把握するため、必ず事前に申込みをお願いします
 - ・質疑等がございましたら、あらかじめ申込書に御記入をお願いします。
 - ・体調のすぐれない場合は、無理せず受講をお控えください。
 - ・状況によっては、急遽中止や内容変更となる場合もございますので、あらかじめ御了承ください。